

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年4月2日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区マイナンバー制度コールセンター業務委託

(2) 業務内容

世田谷区マイナンバー制度コールセンターを開設し、区民からの電話、FAX（メールも可とする）を通じたマイナンバー制度に関する問い合わせの受付・回答等に対応する

(3) 履行期間

平成27年6月1日から平成28年3月31日(10ヶ月)

※ 履行準備期間確保のため、区と事業者で協議の上、履行期間より前の日付（平成27年5月上旬以降）での契約締結を予定している。

※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

※ 平成28年度の契約については、予算配当を条件として、随意契約を実施する予定である。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であることを必要とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成22年4月以降に人口40万人規模以上の地方自治体において、当該自治体の業務に関する問い合わせを受ける目的のコールセンター業務を受託した実績がある者。
- (6) プライバシーマーク（JISQ15001）、またはISMS認証（JISQ27001、またはISO27001）を取得していること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務実施方針について
- (2) 構築作業の体制及び工程・スケジュール等に関する事項
- (3) 設備・システム及び施設に関する事項
- (4) F A Qに関する事項
- (5) 世田谷区マイナンバー制度コールセンターの運営に関する事項
- (6) 設備・システムの保守・管理に関する事項
- (7) 非常時対応に関する事項
- (8) 情報セキュリティ対策に関する事項
- (9) 個人番号カード交付予約受付業務の提案に関する事項
- (10) その他追加提案に関する事項
- (11) 委託の実績に関する事項
- (12) 価格に関する事項

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課
(世田谷区役所第3庁舎1階 15番)
電話：03-5432-2237
ファクシミリ：03-5486-7662

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成27年4月2日(木)～平成27年4月8日(水)
- ② 交付場所 (1)の担当部課及び世田谷区公式ホームページ
- ③ 交付方法 窓口での希望者への直接交付及び世田谷区公式ホームページでの希望者自らによるダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時～午後5時とする。ただし土、日曜を除く。

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成27年4月2日(木)～8日(水)午後5時
- ② 提出場所 (1)の担当部課
- ③ 提出方法 窓口(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成27年4月30日(木)午後5時
- ② 提出場所 (1)の担当部課
- ③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土、日曜日、祝日を除く。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有（個人番号カード交付予約受付業務）
- (5) 上記（４）における業務の委託料については、当該業務の委託料との合算金額が102,000,000円（税込み）を超えないものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 「5（１） 担当部課」に同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 詳細は事業者選定説明書による。